

◎佐賀県条例第42号

佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

佐賀県青少年健全育成条例（昭和52年佐賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p><b>第8条</b> この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 18歳未満の者 <u>(婚姻により成年に達したとみなされた者を除く。)</u> をいう。</p> <p>(2)～(21) 略</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第8条</b> この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 18歳未満の者をいう。</p> <p>(2)～(21) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に18歳未満の者のうち、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号。以下「改正法」という。）附則第2条第3項の規定により改正法の施行後も成年に達したものとみなされ、又はこの条例の施行の日以後に改正法附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有することとされた改正法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第753条の規定により成年に達したものとみなされる者については、この条例による改正後の佐賀県青少年健全育成条例第8条第1号の規定にかかわらず、青少年（同号に規定する青少年をいう。）から除くものとする。